

令和4年8月5日開催

第5回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和4年度 第5回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和4年8月5日(金)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 13時01分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 10人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	3番	菅井	誠
委	員	5番	西	美紀
委	員	6番	菅井	美德
委	員	7番	林	秀和
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	14番	西原	弘子

5. 欠席委員 8人

委	員	1番	梶田	政實
委	員	4番	笹原	仁
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	15番	原田喜一郎	
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	5番	西	美紀
委	員	17番	石丸	博雄

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
 用地利用集積計画について

議案第3号 現況証明願いについて

議案第4号 令和3年度の目標 及びその達成に向けた活動の点検・  
 評価 及び 令和4年度の目標 及びその達成に向けた活  
 動計画についての検討 及び公表について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局	局長	広瀬 淳次
主幹		石川 正徳
農地・農業振興担当主事		加藤 一実
農地・農業振興担当主事		松尾 和康

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和4年度第5回（R4.8.5）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員10名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、5番 西委員、17番 石丸委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

事務局 　それでは、第5回農業委員会総会諸般の報告をいたします。

◆諸般の報告

1. R4.7.6（水） 13：30～  
第4回農業委員会総会
2. R4.7.25（月）  
令和4年度自作農財産管理担当職員研修会  
札幌市 石川主幹、菅原主事補出席

◆今後の予定

1. R4.9.6（火） 13：30～  
第6回農業委員会総会
- 以上で諸般の報告を終わります。

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触（ていしょく）する案件があります。

　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承ください。

　また、追加議案もございますので、よろしくご審議願います。

　なお、事務局より議案の訂正がございますので、説明させます。

事務局 　議案4頁の1段目、議案第1号を議案第2号に訂正願います。

議長 　それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号2につきましては、所有権移転でございます。

整理番号2・所在「●●●、●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「4筆合計1,905」・譲渡人「●●●●」・労働力(人)「0」・経営面積(m<sup>2</sup>)「畑 0」・申請理由「譲受人の希望により譲渡する」・譲受人「前島 英樹」・労働力(人)「3」・経営面積(m<sup>2</sup>)「畑 677,069」・申請理由「経営規模拡大のため」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」4件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号23と24は賃貸借でございます。

整理番号23、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一牧

場・畑・原野、現況-畑」・面積（㎡）「5筆合計120,310」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.8.15」・終期「R8.3.31」・期間「3年7か月」・金額（円）「10a当り、年400,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号24、所在「●●●」・地番「●●外11筆」・地目「公簿一畑・原野、現況-畑」・面積（㎡）「12筆合計77,261」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.8.15」・終期「R7.3.14」・期間「3年」・金額（円）「10a当り3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号25～26につきましては、所有権移転でございます。  
整理番号25、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一山林・畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計124,226」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.8.15」・支払期限「R4.11.30」・金額（円）「全筆1,400,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計45,291」・譲渡人「持ち分1/2 ●● ●●、持ち分1/2 ●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.8.15」・支払期限「R4.12.30」・金額（円）「全筆1,300,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番23」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これより、議案第2号「整理番号24」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これより、議案第2号「整理番号25」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これより、議案第2号「整理番号26」についての質疑を行います。  
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触(ていしょく)する  
案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。(13:42～13:42)

議 長 再開いたします。  
これより、議案第2号「整理番号26」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号26」の審議が終了しましたので「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:43～13:43)

議 長 再開いたします。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「整理番号26」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第3号「現況証明願いについて」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

議 長 次に、議案第3号「現況証明願いについて」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「現況証明願いについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号15、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・  
畑・  
田、畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m<sup>2</sup>)「3筆合計69,659」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「17番石丸委員、9番岡田委員、5番西委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、17番石丸委員、9番岡田委員、5番西委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
(補足説明なしの声)

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「整理番号15」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
議案第3号「整理番号15」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、追加議案として、議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

#### I 農業委員会の状況について

1 農業の概要については、農地台帳面積で7,700ha、総農家数115戸のうち販売農家数が126戸となっており、農業就業者数が253人、認定農業者が80経営体となっております。

2 農業委員会の現在の体制についてでございますが、新制度に基づく農業委員会として、農業委員18人を選任しております。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、1の現状としまして管内の農地面積が7,700ha、集積面積が6,017haで集積率は78.10%となっております。課題として後継者不足による高齢化や離農者が増加する傾向にあり、新たな農業担い手の確保が厳しい現状にあることから、農地集積が難しくなっています。2の実績としましては、集積目標100haに対しまして集積実績0haで達成状況は98%となっています。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、令和2年度実績で1経営体となっております。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、現状の遊休農地面積は22.7haで割合は0.29%となっております。目標に対する評価としては、遊休農地解消に努めたが解消できていない。活動に対する評価としては、今後、遊休農地解消に努め活動を実施していくとしています。

V 違反転用への適正な対応については、違反転用面積は0haとなっており、活動実績としては7・8月に農地利用状況調査を実施しています。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、

1 農地法第3条に基づく許可事務について1年間の処理件数は5件、うち許可5件及び不許可0件となっております。処理期間は20日と標準処理期間を下回っております。2 農地転用に関する事務について1年間の処理件数は2件で処理期間は平均で20日となっております。3 農地所有適格法人からの報告については、20法人全てから報告を受けており、4 情報の提供等については賃借料情報の調査・提供と農地の権利移動等の状況把握、どちらも町ホームページで公表しています。

VIII 事務の実施状況の公表等についてでございますが、1 総会等の議事録の公表については、ホームページで公表しております。活動計画の点検・評価の公表についてもホームページで公表しております。

続いて、別紙様式1 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

I 農業委員会の状況については2ページと同様ですので、割愛します。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、今年度の集積目標を100haとしております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、今年度の目標を1経営体としております。

IV 遊休農地に関する措置についてでございますが、遊休農地の解消面積を22.7haとし、地区ごとに巡回・調査を実施する計画でございます。

V 違反転用への適正な対応については、町内の巡回と違反者への聞き取り等を計画しております。

以上説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これもちまして、令和4年度 第5回遠軽町農業委員会総会を閉会します。